

葛飾区スポーツ推進委員選考基準

令和6・7年度のスポーツ推進委員の活動は、「だれでも気軽にできるスポーツとのふれあい」及び「地域における生涯スポーツの推進」を目標として、日常生活の中で区民の健康保持及び体力の増進を図る活動の展開を目指している。そこで、令和8・9年度のスポーツ推進委員の選考については、「葛飾区スポーツ推進委員に関する規則」に基づくほか、下記の基準によるものとする。

記

1 選考の要件

スポーツ推進委員は、社会的信望があり、地域における生涯スポーツの振興に寄与するものとする。

したがって、次に掲げる要件を満たし、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、その職務に必要な熱意と能力を持つ者から選考する。

なお、全ての要件が満たされたことが望ましいが、具体的な選考に当たっては、諸条件を総合的に勘案して選考する。

(1) 能力要件

- ア スポーツ・レクリエーションの実技指導ができること。
- イ スポーツ・レクリエーション事業の企画運営ができること。
- ウ スポーツ・レクリエーションに関する指導助言ができること。

(2) 行動要件

- ア スポーツ推進委員協議会に加入すること。
- イ 定例会に出席できること。
毎月第3水曜日 午後7時から午後9時まで（予定）
※9月のみ定例会は第1水曜日、第3水曜日の2回開催
- ウ 子どもまつり（4月）・スポーツレクリエーション普及事業（9月）・かつしかスポーツフェスティバル（10月）・かつしかふれあいRUNフェスタ（3月）・ウォーキング事業（3月）等の区行事へ参加できること。
- エ 区公認の体力テスト判定員資格を取得（5月に講習会実施予定）して、積極的に体力テスト（6月・11月）に参加できること。
- オ かつしか地域スポーツクラブの運営に協力できること。
- カ 研修会や講演会等に積極的に参加できること。
- キ スポーツ推進委員協議会が計画した地域活動に参加できること。
- ク その他、青少年育成地区委員会に所属し、地域における各種活動に参加できること。

(3) 年齢要件

年齢は、委嘱時に18歳以上66歳以下とする。ただし、再任の場合は68歳以下とする。また、69歳以上であっても特に選考委員会が認める場合は、この限りでない。

(4) 住所要件

次のいずれかの者とする。

- ア 区内に住所を有する者。ただし、区内でスポーツの指導、普及等の活動を行っている者で適任と認める者はこの限りではない。
- イ 職域関係者は区内の住所の有無にかかわらず、所属長の了解を得ている者

2 選考の範囲

- (1) 各種スポーツ団体、レクリエーション団体の関係者
- (2) 青少年健全育成に携わる者、地域の体育・スポーツ関係者、職域の体育・スポーツ関係者

3 選考上の留意点

選考に当たっては、次の各項について留意すること。

- (1) 少年スポーツ指導者の選考について
- (2) パラスポーツ（障害者スポーツ）指導者の選考について
- (3) 若手の選考について
- (4) 平日昼間の時間帯に活動可能な人材の選考について
- (5) 区内の全地域（19地区センター管内）に、人口バランスを踏まえての配置